

路線バス（自動運転レベル2）運行業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業として、自動運転レベル2の技術を用いた定時定路線運行を実施し、安全かつ安定的な輸送サービスを提供することを目的とする。2026年（令和8年）9月に供用開始予定の（仮称）まちづくり支援拠点施設と福山駅間における新たな移動手段の確保及び利便性の向上を図るとともに、運行を通じて得られる知見を活用し、当該路線における持続可能な運行体制の構築をめざす。

2 業務概要

- (1) 業務名 路線バス（自動運転レベル2）運行業務
- (2) 業務場所 受注者の所在地及び福山市が指定する場所
- (3) 業務内容 別紙「路線バス（自動運転レベル2）運行業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務履行期間 契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

3 委託費

委託費の上限は18,499,800円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号、第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。
- (7) 道路運送法第4条第1項に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の認可を受けている

者、又は業務開始日までに確実に認可を受けることができる者とし、運行開始日までに運行に必要な手続きを確実に行うことができる者であること。

- (8) 福山市又は備後圏域内に本社か支店又は営業所を置いている、又は業務開始までに支店又は営業所を置くことができる者で、運行サービスの不具合、事故などに迅速に対応できる者であること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市建設局都市部都市交通課

住所：〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電話：084-928-1161

E-mail：toshikou@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2026年（令和8年）4月27日（月）
実施要領等の配付期間	2026年（令和8年）4月27日（月）から 同年5月15日（金）まで
質問書受付期間	2026年（令和8年）4月27日（月）から 同年5月8日（金）午後5時まで
質問書に対する回答期限・ 回答方法	2026年（令和8年）5月11日（月） 市ホームページに掲載します。 （ https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。）
参加申込書の受付期間	2026年（令和8年）4月27日（月）から 同年5月15日（金）まで
企画提案書の提出者の 選定通知	2026年（令和8年）5月18日（月）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）5月18日（月）から 同年5月27日（水）午後5時まで
プレゼンテーションの 実施	2026年（令和8年）5月29日（金）（予定）
企画提案書の選定通知	2026年（令和8年）5月29日（金）（予定）

(3) 実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

2026年（令和8年）4月27日（月）から同年5月15日（金）まで

イ 配布場所

福山市ホームページからダウンロードすること。（個別の配布は行わない。）

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2026年（令和8年）4月27日（月）から同年5月8日（金）午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式1）を添付し、6(1)担当部局のメールアドレス宛てに電子メールにて提出すること。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※ メール送信の際は、件名に「路線バス（自動運転レベル2）運行业務委託に関する質問」と記した上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2026年（令和8年）4月27日（月）から同年5月15日（金）午後5時まで（郵送の場合は5月15日午後5時必着）

(2) 提出場所

6(1)担当部局に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

※ 届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～スの書類を作成し、各1部を提出すること。（オ及びキからケについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

ア 受付票（様式2） 1部

イ 参加申込書（様式3） 1部

ウ 実績報告書（様式4） 1部

エ 業務の実施体制（様式5） 1部

オ 商業登記簿謄本（写しでも可） 1部

カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算表」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し） 1部

キ 市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式6）を提出すること。） 1部

ク 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用）） 1部

ケ 印鑑証明書（原本） 1部

コ 使用印鑑届（様式7）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

1部

サ 委任状（様式8）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。） 1部

シ 誓約書（様式9） 1部

ス 道路運送法第4条第1項に基づく許可を受けていることが分かるもの（写しでも可） 1部

※ 本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

2026年（令和8年）5月18日（月）

※ 参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加資格確認結果の公表

参加資格確認結果については本市ホームページに公表する。

(3) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

9 企画提案書等の作成等

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を作成・提出すること。

なお、企画書は別表の評価基準・評価項目を踏まえ作成し、A4版10枚以内、原則片面印刷とし、文字の大きさは、11ポイント以上（図表は除く。）とする。

(1) 受付期間

2026年（令和8年）5月18日（月）から同年5月27日（水）午後5時まで（郵送の場合は5月27日午後5時必着）

(2) 提出場所

6(1)担当部局に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の 休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

※ 届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式10） 1部

イ 企画書 9部

ウ 見積書 1部

※企画書の作成にあたっては、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。

※PDF データを6(1)担当部局のメールアドレス宛てに電子メールにて、あわせて提出すること。

10 企画提案書等の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書等をもとに路線バス(自動運転レベル2)運行業務事業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)で評価を行う。なお、質疑応答時に評価委員が求めた場合を除き、企画提案書等に記載のない事項を新たに提案することや、資料を追加配付することは認めない。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 日時

2026年(令和8年)5月29日(金)(予定)

※ 後日、参加申込書類提出者に通知する。

イ 場所

後日、参加申込書類提出者に通知する。

ウ 企画提案の所要時間

(ア) プレゼンテーション 20分程度

(イ) 評価委員等からの質疑 15分程度

エ 注意事項

(ア) プレゼンテーション及び質疑応答は対面にて実施する。

(イ) 各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。

(ウ) プレゼンテーション参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

(エ) 指定の時間に遅れた場合は、審査の対象とならない。

(オ) プレゼンテーションの際にパソコンを使用する場合は、企画提案書等のデータ及びパソコンを各自で準備すること。なお、モニターとHDMIケーブルは市で準備する。

(カ) プレゼンテーション参加者は3名以内とする。

(2) 評価基準・評価項目

別表のとおり。なお、評価の結果、合計点が60%未満の者の提案は不採用とする。

(3) 受注候補者の特定

評価委員会の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者1名、次順位者1名を特定する。

(4) 評価結果・選定結果の通知

2026年(令和8年)5月29日(金)(予定)

企画提案書等の提出者全員に評価結果・選定結果を通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本市と受注候補

者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 評価結果の公表

評価結果については、本市ホームページに公表する。

(6) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に書面（様式は任意）により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

イ アの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。

ウ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりとする。

(7) 6(1)担当部局に同じ

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(7) 企画提案書等の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 企画提案書等の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 企画提案書等の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者に特定する。

1 1 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1 2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(6) その他市の指示に違反する場合

1 3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書等を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書等を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書等は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書等は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書等を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書等の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書等の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書等に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (18) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (19) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (20) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。

- (21) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。
- (22) 受注候補者が、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを、プロポーザル参加資格確認結果を通知した日から契約の日までの期間内に受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しないものとする。